

重要事項説明書

(しなさき訪問看護ステーション)

利用者 : 様

事業者 : 株式会社志情

訪問看護重要事項説明書（令和7年3月1日現在）

1 しなさき訪問看護ステーションの概要

（1）事業所の名称、所在地、事業所番号及び事業の実施地域

事業所名	しなさき訪問看護ステーション
所在地	沖縄県那覇市長田一丁目17番地5 長田ハイツA棟101号室
事業所番号	訪問看護（那覇市 4760190241 号）
事業の実施地域	那覇市全域（自動車で約30分圏内の那覇市周辺についても相談に応じます）

（2）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし、年末年始（12月30日～1月3日）及びウークイを除く） ※土曜日及び日曜日の利用についても相談に応じます
営業時間	9:00～18:00 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を整えています。

（3）職員の職種及び員数

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	一	1名
看護職員	看護師	6名	2名	8名
理学療法士	理学療法士	3名	2名	5名
作業療法士	作業療法士	0名	0名	0名
言語聴覚士	言語聴覚士	0名	0名	0名
事務職員	一	1名	0名	1名

（4）職務の内容

- 管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、その他の管理を一元的に行う。
- 管理者は、事業所の従業者に対し基準を遵守するために必要な指揮命令を行う。
- 看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる。
- 理学療法士（作業療法士、言語聴覚士）は、利用者の情報を看護職員と共有するとともに訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と連携して作成し、看護業務の一環としてリハビリテーションの提供にあたる。

2 事業の目的、運営方針

【事業の目的】

要介護状態等にあり、主治の医師が必要と認めた利用者様に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

【運営の方針】

- (1) 指定訪問看護等の実施にあたっては、要介護状態等となった場合においても、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 指定訪問看護等の実施にあたっては、利用者様の主治医による指示を文書で受けるものとする。また、主治医と密接な連携を図るものとする。
- (3) 利用者様の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (4) 利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (5) 関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者等との連携に努めるものとする。
- (6) 利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (7) 指定訪問看護等の実施にあたって人員、設備及び運営に関する基準を遵守するものとする。

3 指定訪問看護等の利用について

(1) 利用方法

契約を締結するとともに、訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

(2) 内容（次に掲げるもののうち必要と認められるものを行います）

- ① 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成
- ② 病状・障害の観察
- ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ⑤ 褥瘡の予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症患者の看護
- ⑨ 精神障がい者の看護
- ⑩ 服薬管理
- ⑪ 療養生活や介護方法の指導
- ⑫ カテーテル等の管理
- ⑬ その他医師の指示による医療処置
- ⑭ 関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者等との連携

4 利用料金（介護保険）

（1）訪問看護の利用料金（1割負担の場合）

所要時間	基本料金（訪問看護）	基本料金（介護予防訪問看護）
20分未満	314円	303円
30分未満	471円	451円
30分以上60分未満	823円	794円
1時間以上1時間30分未満	1,128円	1,090円

※訪看I 1(20分未満)、訪看I 2(30分未満)、訪看I 3(30分以上60分未満)、訪看I 4(1時間以上1時間30分未満)

※2割もしくは3割負担の場合は上記の2倍もしくは3倍の額となります。

※早朝・夜間（6時～8時・18時～22時）の料金は上記の額の25%増、深夜（22時～6時）の料金は50%増になります。（1月以内の2回目以降の緊急訪問）

※准看護師が訪問看護を行った場合は、上記の90%の額になります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（2）理学療法士（作業療法士・言語聴覚士）による訪問看護（週6回を限度）の利用料金（1割負担の場合）

所要時間	基本料金（訪問看護）	基本料金（介護予防訪問看護）
20分（1回）	294円	284円
40分（2回）	588円	568円
60分（3回）	795円	426円

※利用開始日の月から12月超の介護予防訪問看護を行った場合は1回につき上記より5円減額となります。

※2割もしくは3割負担の場合は上記の2倍もしくは3倍の額となります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（3）a.その他サービスの加算料金（1割負担の場合）

項目	基本料金
初回加算I（初回月）	350円
初回加算II（初回月）	300円
退院時共同指導加算（初回月）	600円
口腔連携強化加算（1月につき）	50円
特別管理加算I（1月につき）	500円
特別管理加算II（1月につき）	250円
緊急時訪問看護加算I（1月につき）	600円
サービス提供体制強化加算II（1回につき）	3円
ターミナルケア加算（死亡月）	2,500円

※2割もしくは3割負担の場合は上記の2倍もしくは3倍の額となります。

※初回加算は、新規利用者様に訪問看護計画書を作成し初回の指定訪問看護等を行った月に算定します。

退院又は退所日に行った場合：初回加算I、退院又は退所日の翌日以降に行った場合：初回加算IIを算定します。初回加算Iを算定する場合、初回加算IIは算定しません。

（過去2月間において、当訪問看護ステーションから指定訪問看護等の提供を受けていない場合含む）

※退院時共同指導加算は、入院中に主治医等と連携して在宅における必要な指導を行い、退院後の初回の指定訪問看護等を行った月に算定します。初回加算を算定する場合は算定しません。

※口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を行い、利用者様の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報共有した場合に1ヶ月に1回算定します。

※特別管理加算は、特別な管理を要する利用者様に、計画的に管理を行うことに対して1ヶ月に1回算定します。

※緊急時訪問看護加算Iは、看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備を行い、利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行う体制をとっていることに対する

評価で1ヶ月に1回算定します。

※サービス提供体制強化加算は、看護師等の専門性等に係る適切な評価・キャリアアップを推進する体制及び職員の早期離職を防止する体制を評価したもので訪問1回につき算定します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡した利用者様に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日ターミナルケアを行った時に、死亡月に算定します。

※訪問看護情報提供療養費は、当訪問看護ステーションより市町村、学校、医療機関などに情報提供を行った場合に医療保険により1ヶ月に1回1,500円算定します。負担割合は年齢等により異なりますが、原則、1,500円の1割～3割となります。

(3) b.その他サービスの加算料金（1割負担の場合）

項目	所要時間	基本料金
複数名訪問加算（I）	30分未満	254円
	30分以上	402円
複数名訪問加算（II）	30分未満	201円
	30分以上	317円
長時間訪問看護加算	1時間30分以上	300円

※2割もしくは3割負担の場合は上記の2倍もしくは3倍の額となります。

※複数名訪問加算（I）は2人の看護師等が同時に指定訪問看護等を行う場合に算定します。

※複数名訪問加算（II）は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定します。

※長時間訪問看護加算は、特別な管理を必要とする利用者様に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護等を行った後も継続し、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる時に算定します。

【1ヶ月の利用料金の目安】

（例）823円×4回=3,292円

3,292円+初回加算料金350円=【3,642円】

(4) その他の料金について

① 通常の実施地域を超えて訪問看護を行った場合に要した交通費は請求しません。

② 死後の処置料は20,000円を徴収します。

③ お薬管理袋は500円徴収します。

(5) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月20日までに当月分の料金を請求いたしますので、月末日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

5 利用料金（医療保険）

利用者様の自己負担金は医療保険の法定利用料に基づく金額で下記のとおりです。

○訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費+加算分×負担割合となります。

負担割合は年齢等により異なりますが、原則1~3割となります。

※訪問看護基本療養費は訪問看護指示書と訪問看護計画書に基づいて訪問看護を行った場合に算定します。

※訪問看護管理療養費は主治医との連携確保や感染管理、安全かつ質の高い計画的な管理を継続して行った場合に算定します。

（1）訪問看護基本療養費（精神科含）

資格	週3日目まで	週4日目以降
保健師、助産師、看護師	5,550円/日	6,550円/日
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		5,550円/日

（2）訪問看護管理療養費

初日：従来型 7,670円

機能強化型訪問看護管理療養費1 12,530円

機能強化型訪問看護管理療養費2 9,500円

機能強化型訪問看護管理療養費3 8,470円

2日目以降 3,000円

（3）難病等複数回訪問加算：2回目 4,500円

3回目 8,000円

【利用料金の目安】

①初日の場合

【1日に2回訪問した場合】

・訪問看護基本療養費【5,550円】+訪問看護管理療養費（従来型）【7,670円】+4,500円=【17,720円】×負担割合

【1日に3回訪問した場合】

・訪問看護基本療養費【5,550円】+訪問看護管理療養費（従来型）【7,670円】+8,000円=【21,220円】×負担割合

②2日目の場合（起算日は日曜日となり、1日に2回訪問しても、あくまで1日とカウントします）

【1日に2回訪問した場合】

・訪問看護基本療養費【5,550円】+訪問看護管理療養費（従来型）【3,000円】+4,500円=【13,050円】×負担割合

【1日に3回訪問した場合】

・訪問看護基本療養費【5,550円】+訪問看護管理療養費（従来型）【3,000円】+8,000円=【16,550円】×負担割合

(4) 加算料金について

項目	料金	算定
24 時間対応体制加算	6,800 円	1 月に 1 回算定
在宅患者連携指導加算	3,000 円	1 月に 1 回算定
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	月 2 回限り算定
訪問看護情報提供療養費	1,500 円	1 月に 1 回算定
緊急訪問看護加算	2,650 円	緊急時訪問 1 日につき 1 回限り算定
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	夜間 (18 時~22 時) 早朝 (6 時~8 時)
深夜訪問看護加算	4,200 円	深夜 (22 時~6 時)
特別管理加算	2,500 円	1 月に 1 回算定
特別管理加算 (重症度等の高いもの)	5,000 円	1 月に 1 回算定
退院時共同指導加算	8,000 円	退院後、初回の訪問看護を行った月に算定
特別管理指導加算	2,000 円	退院後、初回の訪問看護を行った月に算定
退院支援指導加算	6,000 円	退院日の翌日以降の初日の訪問日に算定
退院支援指導加算 (90 分を超えた場合)	8,400 円	退院日の翌日以降の初日の訪問日に算定
ターミナルケア療養費	25,000 円	死亡月に算定
長時間訪問看護加算	5,200 円	1 回の訪問看護が 90 分を超えた場合に算定
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	1 月に 1 回算定

※24 時間対応体制加算は、看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備を行い、持続可能な 24 時間対応体制を確保し必要時の緊急時訪問看護に加えて、営業時間外における利用者様やそのご家族等との電話連絡及び利用者様やそのご家族等への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制整備を評価するもので、1 ヶ月に 1 回算定します。

※在宅患者連携指導加算は、医療関係職種間で 2 回以上文書等により情報共有をし、その共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、1 ヶ月に 1 回算定します。

※在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、病状の急変や治療方針の変更があった場合に、関係する医療関係職種等が利用者宅でカンファレンスを行い、共有した情報を踏まえ、利用者様またはそのご家族に対して療養上必要な指導を行った場合に、1 ヶ月に 2 回に限り算定します。

※訪問看護情報提供療養費は、当訪問看護ステーションより市町村、学校、医療機関などに情報提供を行った場合に 1 ヶ月に 1 回算定します。

※緊急訪問看護加算は、計画的な指定訪問看護以外に必要時に、利用者様の同意を得て 24 時間体制で利用者様やそのご家族の求めに応じて緊急時訪問看護を行うことに対して 1 日につき 1 回限り算定します。

※特別管理加算は、特別な管理を要する利用者様に、計画的に管理を行うことに対して 1 ヶ月に 1 回算定します。

※退院時共同指導加算は、医療機関に入院中または介護老人保健施設に入所中で退院（退所）後に指定訪問看護を受ける予定の利用者様またはそのご家族に対して在宅療養についての指導を入院（入所）先の施設の医師や看護職員と当訪問看護ステーションの看護師等が共同で行った場合に算定します。

※特別管理指導加算は、特別管理加算の対象利用者様に退院時共同指導を行った場合に算定します。

※退院支援指導加算は、退院日在宅において療養上必要な指導を行った場合に算定します。

※ターミナルケア療養費は、死亡日及び死亡日前 14 日以内の計 15 日間に 2 回以上指定訪問看護を実施した場合に算定します。

※長時間訪問看護加算は、特別な管理を必要とする利用者様に対して、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後に、引き続き指定訪問看護を行った場合で、当該訪問看護の所要時間を通算した時間が 1 時間 30 分以上となる時に算定します。

※訪問看護医療 DX 情報活用加算は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者様の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供することに対して 1 ヶ月に 1 回算定します。

(5) その他の加算料金について

項目	料金	算定
複数名訪問看護加算	4,500 円	2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
	3,000 円	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

※複数名訪問看護加算は、2 人の看護師等（看護師と看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が同時に訪問看護を行う場合に週 1 回を限度に算定します。もしくは、看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に週 3 回を限度に算定します。（厚生労働大臣が定める疾病等などの場合は訪問日数制限なし）

(6) 外泊者への指定訪問看護（訪問看護基本療養費Ⅲ）

入院中 1 回の訪問につき 8,500 円 × 負担割合

(7) その他の料金及び料金の支払い方法

毎月月末締めとし、翌月 20 日までに当月分の料金を請求いたしますので、月末日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

6 衛生管理など

事業者は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。また、事業者は、事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及び、まん延の防止のための指針の整備及び、対策を検討する委員会の開催
- (2) 従業者に対する研修及び訓練の実施

7 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者様及びそのご家族の秘密を保持します。事業者は、従業者の離職後もその秘密を保持する旨を従業者との雇用時に取り決めます。

8 事故発生時の対応

- (1) 指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者様のご家族、当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 記録作成・交付の義務

事業者は、利用者様に対する事業の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。また、利用者様又はその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付します。

（複写に係る分の費用を頂く場合があります）

- (1) 訪問看護計画書
- (2) 訪問看護報告書
- (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 利用者様に関する市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

10 高齢者虐待の防止

事業者は、利用者様の人権の擁護、虐待の防止のために次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針の整備及び、対策を検討する委員会の開催、担当者の配置
- (2) 従業者に対する研修の実施
- (3) 指定訪問看護等の実施中に当該事業所従事者又は擁護者（利用者様のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報します。

1.1 身体拘束の廃止

- (1) 事業者は、利用者様又は他利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者様に対する身体拘束その他行動を制限する行動を行いません。
- (2) 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、身体拘束等の内容、緊急やむを得ない理由、拘束の時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察・再検討記録等記録の整備など適正な取扱いにより行います。
- (3) 事業者は、利用者様の人権の擁護のために次の措置を講じます。
 - a. 研修を通じて、従業者の知識や人権意識の向上に努めます。
 - b. 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者様の人権の擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1.2 認知症の利用者様へのケア

事業者は、認知症状のある利用者様の個性を尊重するケアのため次の取組を行います。

- (1) 利用者様に対する認知症ケアの方法等について、介護者に情報提供し共に実践します。
- (2) 認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修を実施します。

1.3 指定訪問看護の利用にあたって、ご留意いただきたい事項

事業者は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から職場環境におけるハラスメントを防止するために、次の措置を講じます。

- (1) ハラスメント防止のための指針の整備
- (2) 従業者に対する研修の実施
- (3) 相談窓口の設置と対応
- (4) 必要なに応じて関係市町村、主治医や地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等と連携し適切な対応を組織的に行います。
- (5) 指定訪問看護等の利用にあたって次の禁止事項を定めます。
 - ① 看護職員等に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ② 看護職員等に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 看護職員等に対する各種ハラスメント（人を困らせる行為や不快にさせ不利益を与える行為）

1.4 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 業務継続計画の整備
- (3) 感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制により、指定訪問看護等の実施を中止させて頂くか、日時を変更させて頂く場合があります。

1.5 その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所の職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び、利用者様又はそのご家族から求められたときは、これを提示します。
- (2) 事業所は、看護職員等に、同居のご家族に対し指定訪問看護等の提供をさせません。

(3) 事業所は、感染症感染拡大防止対策を徹底します。利用者様やその同居のご家族の発熱など体調を確認し、指定訪問看護の実施を中止させて頂くか、日時を変更させて頂く場合があります。当事業所従事者の発熱なども同様に、指定訪問看護の実施を中止させて頂くか、日時の変更又は、訪問する看護職員等の変更をさせて頂く場合があります。

(4) 感染症の陽性確認がなされた場合及び疑い（陽性者との濃厚接触を含む）がある場合は、速やかに当事業所に連絡をお願いします。

1 6 当事業所が提供するサービスについての相談や要望、苦情等及び営業時間外の窓口

事業所名：しなさき訪問看護ステーション **TEL : 098-996-2964**

担当責任者：屋比久 絵美理 **重要事項説明者：屋比久 進**

※相談、要望、苦情等は担当責任者までお申し出下さい。受付時間：月～金 午前9：00～午後6：00

【外部苦情連絡先】

- 那覇市福祉部ちやーがんじゅう課 TEL : 098-862-9010
- 沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課 TEL : 098-866-2214
- 国保連介護サービス苦情処理相談窓口 TEL : 098-860-9026

【営業時間外の連絡先（24時間対応）】

- しなさき訪問看護ステーション **TEL : 098-996-2964**（※待機当番の携帯電話に転送されます）

1 7 緊急時の対応方法

指定訪問看護等の提供を行っている際に利用者様に病状の急変が生じた場合等は、必要に応じ、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、ご家族及び管理者、当該利用者様に係る居宅介護支援事業者等に報告致します。また、主治医との連絡が困難な場合は、緊急搬送等必要な措置を講じます。

主治医	病院又は診療所名	
	氏名	
	TEL	
ご家族	氏名	
	住所	
	TEL	

【会社概要】

社名 株式会社志情
設立 平成27年4月
所在地 沖縄県那覇市長田一丁目17番地5
代表者 代表取締役 屋比久 進 印

【事業内容】訪問看護（介護予防訪問看護）

【事業所】

沖縄県那覇市長田一丁目17番地5 長田ハイツA棟101号室

しなさき訪問看護ステーション（事業所番号：那覇市4760190241号）

上記の内容の説明を受け、同意致しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 : 印

代理人氏名 : 印

利用者との関係 :

代理事由 :

家族代表者氏名 : 印